

平成30年度主な施策等一覧（子ども青少年局）

区 分	事 項	予 定 額 千円	頁
新 規	子ども・親総合支援	3,330,037	1
	ひとり親家庭市有施設優待利用事業	3,456	3
	民間保育所等保育士奨学金返済支援事業	58,560	4
	保育所整備推進員の配置	7,930	5
	公立保育所の社会福祉法人への移管	61,055	6
拡 充	児童扶養手当	8,547,657	7
	子どもに関する総合計画等の策定に向けた調査	11,323	8
	地域子育て支援拠点の設置	172,435	9
	エリア支援保育所事業	17,227	10
	保育案内人の配置	95,249	11
	病児・病後児デイケア事業	379,461	12
	児童虐待対応支援員の配置	97,651	13
	子ども会活動の振興	67,703	14
	ひとり親家庭応援専門員の配置	47,517	15
	中学生の学習支援事業	359,206	16
	高等職業訓練促進給付金	91,811	17
	子ども発達支援体制のあり方に係る調査	8,000	18

区 分	事 項	予 定 額 千円	頁
	障害児いこいの家事業	30,863	19
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	4,889	20
	延長保育事業	967,714	21
	産休・育休あけ保育所等入所予約事業	113,433	22
	一時保育事業	414,994	23
	私立幼稚園における預かり保育拡充モデル事業	47,244	24
	民間保育所等保育士宿舍借上げ支援事業	38,979	25
	自立支援担当職員の配置	54,963	26
	公立保育所の移転改築	292,846	27
	あけぼの学園の改築	379,556	28
	債権管理体制の強化	26,850	29
	母子健康手帳の充実	4,142	30
	特定不妊治療費助成事業	746,828	31
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	1,232,000	32
使用料等 改 定	子どものための教育・保育施設等利用者負担額	△ 17,421	33
(参 考)	平成31年4月に向けた保育所等利用待機児童対策【平成29年度2月補正予算案】	2,426,521	34

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 子ども・親総合支援	草案頁	20頁
予 定 額	3, 3 3 0, 0 3 7 千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>子どもが自死に至るような悲しい事件が二度と起きないよう、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に寄り添って総合的に支援し、子どもの目の進路にとどまらず将来の針路を応援するため、「ナゴヤ子ども・親総合支援推進調整会議」を設置した。</p> <p>この調整会議において協議する課題に対応していくため、必要な事業等を実施する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 子ども・親総合支援基金の設置</p> <p>ア 概 要</p> <p>子ども・親総合支援を推進するため、新たに子ども・親総合支援基金を設置する。</p> <p>イ 予定額</p> <p>3, 0 0 0, 0 0 0 千円</p> <p>(2) 子どもキャリアサポートモデル事業</p> <p>ア 概 要</p> <p>子どもたちが将来の針路について考え、夢や目標に向かって踏み出すことができる環境づくりをサポートするため、キャリア支援のノウハウを有する事業者へ委託し、キャリア形成に資する相談対応や情報提供等を行うモデル事業を実施する。</p> <p>イ 予定額</p> <p>6 1, 3 7 8 千円</p> <p>ウ 実施時期 (予定)</p> <p>平成 3 0 年 1 0 月</p>		

	<p>(3) 家庭訪問型相談支援モデル事業</p> <p>ア 概要 不登校、成績などさまざまな悩みを抱える中学生、高校生を中心とした子どもや親に対して、週1回程度の家庭訪問による相談支援等を行うことにより、将来の針路を応援するためのモデル事業を実施する。</p> <p>イ 予定額 260,404千円</p> <p>ウ 実施時期(予定) 平成30年8月</p> <p>(4) 子ども・親総合支援に係る調査</p> <p>ア 概要 子ども・親総合支援の課題について協議する「ナゴヤ子ども・親総合支援推進調整会議」における協議の基礎資料を収集・整理するため、経済団体等からの意見聴取や他都市における先行事例の調査を行う。</p> <p>イ 予定額 5,255千円</p> <p>(5) 子どもの権利擁護機関の設置準備</p> <p>ア 概要 子どもの権利の侵害に関して擁護・救済を図る第三者機関の設置に向けて、有識者からの意見聴取や市民意識の向上と気運の醸成を図る啓発事業等を実施する。</p> <p>イ 予定額 3,000千円</p>
担 当 課	<p>【子ども・親総合支援基金の設置、子ども・親総合支援に係る調査、子どもの権利擁護機関の設置準備に関すること】 子ども未来課 電話972-3080(内線3080)</p> <p>【子どもキャリアサポートモデル事業、家庭訪問型相談支援モデル事業に関すること】 青少年家庭部青少年家庭課 電話972-3256(内線3256)</p>

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規)ひとり親家庭市有施設優待利用事業	草案頁	22頁
予 定 額	3, 4 5 6 千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>就労等で時間的余裕がなく、文化等の体験の機会が少ないひとり親家庭に対して、市有施設の優待利用により利用料を軽減し、親子の触れ合いや子どもの体験の機会を提供する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 対象世帯</p> <p>児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>対象施設を親子で利用する場合に、区役所・支所で配付した優待券と対象世帯であることを証する資料を施設受付で提示することにより当該施設を優待利用（無料で利用）できる。</p> <p>(3) 対象施設</p> <p>名古屋城、東山動植物園、科学館、美術館、博物館（蓬左文庫を含む）</p> <p>※優待利用できるのは常設展のみ。</p> <p>3 実施時期（予定）</p> <p>平成30年11月</p>		
担 当 課	青少年家庭部青少年家庭課 電話 9 7 2 - 2 5 2 2 （内線2522）		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 民間保育所等保育士奨学金返済支援事業	草案頁	23頁
予 定 額	58,560千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨 積極的な保育所等利用待機児童対策などにより、保育士・保育教諭の確保が喫緊の課題となってきた現状への対策として、安定して人材が確保できるよう、奨学金を利用して資格を取得した保育士の就業を新たに支援する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 対象事業者 民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所等地域型保育事業</p> <p>(2) 対象保育士 養成施設卒業（修了）による資格取得後1年以内に就業した保育士 ただし、平成28年度以降に就業した者</p> <p>(3) 対象経費 就業開始から3年間の奨学金返済費用のうち、平成30年4月以降の費用 ただし、同一法人かつ市内施設等における就業継続が必要</p> <p>(4) 補助額 補助基準額10千円（月額） 対象経費の10/10を補助</p>		
担 当 課	保育部保育企画室 電話972-2523（内線2523）		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 保育所整備推進員の配置	草案頁	23頁
予 定 額	7, 930 千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>保育所等利用待機児童対策が必要な地域において整備を促進するために、平成29年度から嘱託職員1名を配置し、土地等の所有者と保育所等を整備する法人のマッチングを行って、整備意欲のある法人を支援してきた。</p> <p>今後は、地域住民との調整の支援など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネートも含めた総合的な支援も実施するために、新たに嘱託職員1名を配置するとともに、既存業務を再構築し、2名体制とする。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 配置する人数 2人 ※平成29年度から継続配置1人</p> <p>(2) 配置予定時期 平成30年4月</p> <p>(3) 主な業務内容</p> <p>【新規】保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との調整の支援 ・地域活動への参加等、地域との関係づくりの支援 ・保護者等への相談援助等、保護者との関わりの支援 <p>【継続】土地等の所有者と保育所等を整備する法人のマッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、不動産業界、地域へのPRによる物件情報収集 ・情報収集した物件を状況確認し、概要を周知 ・希望する法人への情報提供 ・物件の整備に係る情報収集及び進捗管理 		
担 当 課	保育部保育企画室 電話972-3182 (内線3182)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(新規) 公立保育所の社会福祉法人への移管	草案頁	23頁
予 定 額	61,055千円		
事業の概要	1 趣 旨		
	公立保育所は、社会福祉法人への移管または統廃合を進め、78か所まで集約化し、機能強化を図る。		
	2 内 容		
	(1) 平成31年度移管関係分		54,422千円
	区名	保育所名	実施内容
	港	土古保育園	引継ぎ共同保育 補修工事 測量・不動産鑑定 等
	港	茶屋保育園	
	(2) 平成32年度移管関係分		1,175千円
	区名	保育所名	実施内容
	北	宮前保育園	移管先法人の選定懇談会経費
南	宝生保育園		
守山	大永寺保育園		
(3) その他			
移管関係事務費等		5,458千円	
担 当 課	保育部保育運営課 電話972-3093 (内線3093)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 児童扶養手当	草案頁	21頁																									
予 定 額	8, 5 4 7, 6 5 7 千円																											
事業の概要	<p>1 趣 旨 児童扶養手当について、関係政令の改正に伴い、全部支給に係る所得制限限度額の引き上げ等を行う。</p> <p>2 主な内容 全部支給に係る所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円(扶養親族等の数が1人の場合)に引き上げる。 ※平成30年8月分から実施</p> <p>3 その他 手当月額を物価スライドにより下表のように増額改定する。 (アップ率0.5%)</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1子</td> <td>全部支給</td> <td>42,500円</td> <td>42,290円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>42,490円～10,030円</td> <td>42,280円～9,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2子加算</td> <td>全部支給</td> <td>10,040円</td> <td>9,990円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>10,030円～5,020円</td> <td>9,980円～5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3子以降 加算(1人につき)</td> <td>全部支給</td> <td>6,020円</td> <td>5,990円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>6,010円～3,010円</td> <td>5,980円～3,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		平成30年度	平成29年度	第1子	全部支給	42,500円	42,290円	一部支給	42,490円～10,030円	42,280円～9,980円	第2子加算	全部支給	10,040円	9,990円	一部支給	10,030円～5,020円	9,980円～5,000円	第3子以降 加算(1人につき)	全部支給	6,020円	5,990円	一部支給	6,010円～3,010円	5,980円～3,000円
	区分		平成30年度	平成29年度																								
	第1子	全部支給	42,500円	42,290円																								
		一部支給	42,490円～10,030円	42,280円～9,980円																								
	第2子加算	全部支給	10,040円	9,990円																								
		一部支給	10,030円～5,020円	9,980円～5,000円																								
	第3子以降 加算(1人につき)	全部支給	6,020円	5,990円																								
		一部支給	6,010円～3,010円	5,980円～3,000円																								
	<p>※全部支給及び一部支給(支給額)は受給者本人等の所得に応じ決定 (参考)名古屋市ひとり親家庭手当においても、上記2の変更を行う。</p>																											
担 当 課	青少年家庭部青少年家庭課 電話972-2522(内線2522)																											

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 子どもに関する総合計画等の策定に向けた調査	草案頁	21頁
予 定 額	11,323千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨 平成27年度～平成31年度を計画期間とする「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」及び「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画策定のため、調査・検討を行う。</p> <p>2 スケジュール 平成30年度 子ども・若者・子育て家庭に関する意識・生活実態調査の実施 子ども・子育て支援協議会諮問・審議 平成31年度 子ども・子育て支援協議会答申 パブリックコメント 次期（平成32年度～）子どもに関する総合計画及び名古屋市子ども・子育て支援事業計画策定</p>		
担 当 課	子ども未来課 電話972-3080（内線3080）		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 地域子育て支援拠点の設置	草案頁	21頁				
予 定 額	172,435千円						
事業の概要	<p>1 趣 旨 家庭や地域における子育て機能の低下に伴う子育て中の親の孤立感、不安感の増大等に対応するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、どの地域でも同じレベルのサービスを提供する地域子育て支援拠点を中学校区に順次設置することにより、子育ての不安感、負担感等を緩和するとともに、地域の子育て力の向上を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 対象者 乳幼児及びその保護者 (2) 開設日時 週5日以上、かつ1日5時間以上 (3) 実施事業 ア 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 イ 子育て等に関する相談、援助の実施 ウ 地域の子育て関連情報の提供 エ 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施(月1回以上) オ 地域及び関係機関との協力、連携</p> <p>3 拡充内容 (1) 実施か所数</p> <table border="1" data-bbox="459 1442 1082 1547"> <tr> <td>30年度</td> <td>前年度比較</td> </tr> <tr> <td>40か所</td> <td>10か所増</td> </tr> </table> <p>(2) 実施方法 公募により事業委託先を選定 (3) 公募対象地域 地域子育て支援拠点、保育所等地域子育て支援センター又は子ども・子育て支援センターが設置されていない中学校区 (4) 実施予定時期 平成30年10月</p>			30年度	前年度比較	40か所	10か所増
30年度	前年度比較						
40か所	10か所増						
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話972-2601(内線2601)						

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) エリア支援保育所事業	草案頁	21頁									
予 定 額	17,227千円											
事業の概要	<p>1 趣 旨 地域における保育の質の向上と子育て支援の充実を図るため、各エリアにおいて研修を始めとする事業の企画・調整や関係機関同士のネットワークを構築するためのコーディネート等を行うエリア支援保育所事業の実施か所数を拡大する。</p> <p>2 内 容 (1) 事業内容 ア 保育の質の向上 ・保育の質の向上を目的とした研修等の企画・調整 ・個別相談支援や事例検討会開催等、公立・民間保育所等におけるセーフティネット機能確保のための働きかけ イ 地域の子育て家庭への支援 ・保護者同士の交流会開催や個別相談支援等、身近な場所での当事者目線に立った支援 ・区役所や保健所等の関係機関とのネットワークの構築</p> <p>(2) 実施か所数</p> <table border="1" data-bbox="454 1420 1449 1892"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 1420 911 1516">区 分</th> <th data-bbox="911 1420 1121 1516">30年度 実施か所数</th> <th data-bbox="1121 1420 1449 1516">前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 1516 911 1724">サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)</td> <td data-bbox="911 1516 1121 1724">13か所</td> <td data-bbox="1121 1516 1449 1724">3か所増 (上名古屋(西区) 中島(中川区) 鳴子(緑区))</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1724 911 1892">一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)</td> <td data-bbox="911 1724 1121 1892">7か所</td> <td data-bbox="1121 1724 1449 1892">4か所増 (如意、西味鈍(北区) 瀬古、小幡(守山区))</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各地域において、サポート園と一般園が2～4園でユニットを組み、協力してエリア内で事業を実施</p>			区 分	30年度 実施か所数	前年度比較	サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)	13か所	3か所増 (上名古屋(西区) 中島(中川区) 鳴子(緑区))	一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)	7か所	4か所増 (如意、西味鈍(北区) 瀬古、小幡(守山区))
区 分	30年度 実施か所数	前年度比較										
サポート園 (「ユニット」の中心となり、事業の企画調整等を行う保育所)	13か所	3か所増 (上名古屋(西区) 中島(中川区) 鳴子(緑区))										
一 般 園 (サポート園と連携・協力して事業を行う保育所)	7か所	4か所増 (如意、西味鈍(北区) 瀬古、小幡(守山区))										
担 当 課	保育部保育運営課 電話972-3095 (内線3095)											

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 保育案内人(ほいくあんないびと)の配置	草案頁	21頁
予 定 額	95,249千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>区役所・支所において、保育所等に関する情報提供、相談など個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門的に行う嘱託職員として保育案内人(ほいくあんないびと)を配置している。</p> <p>子育て世帯の多く集まる地域の子育てサロンなどへの出張相談の実施等により、相談体制を強化するため、保育案内人の配置を拡充する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 新たに配置する人数</p> <p>4人(千種区・港区・緑区・天白区)</p> <p>※平成29年度配置 22人(各区・支所1人)</p> <p>(2) 配置予定時期</p> <p>平成30年7月</p> <p>(3) 主な業務内容</p> <p>ア 区役所窓口等における保育サービスに関する相談や案内</p> <p>イ 保育利用申込書の記載方法等の案内</p> <p>ウ 保育所等利用保留児童及び保護者の状況把握(アフターフォロー)や相談記録の作成</p> <p>エ 多様な保育サービス等に関する情報収集や情報提供</p> <p>オ 地域の子育てサロン等への出張相談</p>		
担 当 課	保育部保育企画室 電話972-2523(内線2523)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 病児・病後児デイケア事業	草案頁	21頁															
予 定 額	379,461千円																	
事業の概要	<p>1 趣 旨 病気または病気回復期にあり集団保育等が困難な児童を施設で一時的に預かる病児・病後児デイケア事業につき、医療機関型の実施か所数の拡大等により、子育て支援の充実を図る。</p> <p>2 内 容 (1) 対象児童 ア 単独型・保育所型 病気回復期にある児童 イ 医療機関型 病気または病気回復期にある児童</p> <p>(2) 対象年齢 生後6か月～原則小学6年生</p> <p>(3) 開設時間 月曜日～土曜日の8時～18時(原則)</p> <p>(4) 実施か所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>30年度</th> <th>前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独 型</td> <td>1か所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保 育 所 型</td> <td>1か所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>医 療 機 関 型</td> <td>20か所</td> <td>2か所増</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22か所</td> <td>2か所増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) その他 空き状況のウェブサイト掲示(30年度から)</p>			区 分	30年度	前年度比較	単 独 型	1か所	—	保 育 所 型	1か所	—	医 療 機 関 型	20か所	2か所増	計	22か所	2か所増
区 分	30年度	前年度比較																
単 独 型	1か所	—																
保 育 所 型	1か所	—																
医 療 機 関 型	20か所	2か所増																
計	22か所	2か所増																
担 当 課	保育部保育企画室 電話972-2523(内線2523)																	

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 児童虐待対応支援員の配置	草案頁	21頁
予 定 額	97,651千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>増加し続ける児童虐待相談に対して、地域に身近な窓口である区役所が、児童相談所との適切な役割分担のもとで、より迅速かつ的確な対応を図ることができる体制を整備するため、区役所に配置している児童虐待対応支援員を増員する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 増員数</p> <p>児童虐待対応支援員を5名増員(※)し、24名配置する。 ※千種区・東区・中区・守山区・天白区へ増員配置予定</p> <p>(2) 主な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事務所に対する児童虐待通告に関し、家庭訪問を含む調査、必要な実情の把握(児童の安全確認を含む) ・児童虐待事案について、児童相談所等と情報交換を実施する等の関係機関との連携業務 ・社会福祉事務所が所管する児童虐待事案について、定期的な家庭訪問などの継続指導 ・児童の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ実施する必要な調査及び指導並びにこれらに付随する業務 <p>《参 考》</p> <p>児童相談所と兼務の児童福祉司を社会福祉事務所へ新たに4名増員配置(楠・富田・南陽・徳重支所)予定(16区・4支所に配置)</p> <p>児童虐待対応支援員に代えて正規職員を配置するもの</p>		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-3978(内線3978)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 子ども会活動の振興	草案頁	21頁																				
予 定 額	67,703千円																						
事業の概要	<p>1 趣 旨 子ども会の会員数は近年減少傾向が続いていることから、助成金の対象人数要件を拡大し、子ども会活動の振興を図る。</p> <p>2 内 容 会員数5人以上9人以下の小規模子ども会への助成を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会員数</th> <th colspan="2">助成金額 (年額)</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200人以上</td> <td>60,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以上 199人以下</td> <td>40,800円</td> <td>40,800円</td> </tr> <tr> <td>35人以上 99人以下</td> <td>21,600円</td> <td>21,600円</td> </tr> <tr> <td>10人以上 34人以下</td> <td>19,600円</td> <td>19,600円</td> </tr> <tr> <td>5人以上 9人以下</td> <td>16,000円 (新設)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			会員数	助成金額 (年額)		平成 30 年度	平成 29 年度	200人以上	60,000円	60,000円	100人以上 199人以下	40,800円	40,800円	35人以上 99人以下	21,600円	21,600円	10人以上 34人以下	19,600円	19,600円	5人以上 9人以下	16,000円 (新設)	—
会員数	助成金額 (年額)																						
	平成 30 年度	平成 29 年度																					
200人以上	60,000円	60,000円																					
100人以上 199人以下	40,800円	40,800円																					
35人以上 99人以下	21,600円	21,600円																					
10人以上 34人以下	19,600円	19,600円																					
5人以上 9人以下	16,000円 (新設)	—																					
担 当 課	青少年家庭部青少年家庭課 電話972-2521 (内線2521)																						

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) ひとり親家庭応援専門員の配置	草案頁	22頁
予 定 額	47,517千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>母子・父子自立支援員と連携して、家庭訪問等を行い、より身近なところでひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な指導や支援を行うなどの相談体制を強化するため、専門員の配置を拡充する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 新たに配置する人数</p> <p>4人(千種区・中区・瑞穂区・緑区)</p> <p>※既配置 8区(各区1人)</p> <p>(北・中村・中川・港・南・守山・名東・天白)</p> <p>(2) 配置予定時期</p> <p>平成30年7月</p> <p>(3) 主な業務内容</p> <p>ア 児童扶養手当現況届提出時において配付する「お困りごと相談票」に基づく相談</p> <p>イ 家庭訪問等による相談支援及び情報提供</p> <p>ウ 求職情報の提供や企業等への同行支援による就業支援</p> <p>エ ひとり親が不安とする子どもの教育等について、関係機関との連携を図り地域において支援</p>		
担 当 課	青少年家庭部青少年家庭課 電話972-2522(内線2522)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 中学生の学習支援事業	草案頁	22頁																
予 定 額	359,206千円																		
事業の概要	<p>1 趣 旨 中学生の学習支援事業について、参加を希望する児童の増加が見込まれることから、児童の受入れ体制を整える。</p> <p>2 内 容 (1) 学習会場の実施か所の拡充 ア 拡充する会場数 7か所 (111か所→118か所) ※定員1,332名→1,416名 (内訳) 週1回: 3か所 週2回: 4か所 イ 開始予定時期 平成30年6月 <参考>平成30年度会場数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>週1回</th> <th>週2回</th> <th>合計(か所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども青少年局所管分</td> <td>79</td> <td>39</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局所管分</td> <td>0</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>79</td> <td>71</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 参加希望児童が多数の場合等に、柔軟に対応するため、学習サポーター4名(児童12名分)の追加配置を行う。</p>			区 分	週1回	週2回	合計(か所)	子ども青少年局所管分	79	39	118	健康福祉局所管分	0	32	32	合計	79	71	150
区 分	週1回	週2回	合計(か所)																
子ども青少年局所管分	79	39	118																
健康福祉局所管分	0	32	32																
合計	79	71	150																
担 当 課	青少年家庭部青少年家庭課 電話972-2522 (内線2522)																		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 高等職業訓練促進給付金	草案頁	22頁
予 定 額	91,811千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>業務従事に必要な資格の取得を促進し、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため、当該資格に係る養成訓練の受講期間において給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業について、支給対象の拡充等により、支援の充実を図る。</p> <p>2 拡充内容</p> <p>給付金の支給を受けて准看護師養成機関（2年課程）を卒業し、引き続き、看護師養成機関・短大（2年間）に進学する場合に、通算3年分の給付金を受給できるようにする。</p> <p>※支給月額：非課税世帯 100,000円 課税世帯 70,500円 支給期間：修学期間の全期間（上限3年）</p>		
担 当 課	青少年家庭部青少年家庭課 電話972-2522（内線2522）		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 子ども発達支援体制のあり方に 係る調査	草案頁	22頁
予 定 額	8, 0 0 0 千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>近年の発達障害の認知の高まりなどを受けて、子ども発達支援施策のニーズが増加しており、地域療育センターにおける初診待機期間の長期化や、児童発達支援センターにおける利用希望者の増加が課題となるなど、子どもの発達支援を取り巻く環境が複雑多様化している。</p> <p>このため、社会調査の実施及び分析を行い、今後の子ども発達支援体制のあり方について検討する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 社会調査の実施</p> <p>保護者を対象に、障害児通所支援をはじめとする子ども発達支援施策の利用状況、保育所をはじめとした子ども・子育て支援の一般施策の利用状況に関する調査等を実施することにより、各施策のニーズを把握する。</p> <p>(2) 地域療育センター等のあり方に係る検討</p> <p>調査結果をもとに、地域療育センター及び児童発達支援センター等の地域資源の役割・機能を整理し、子どもの発達支援体制のあり方に係る検討を進める。</p>		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話 9 7 2 - 2 5 1 6 (内線2516)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 障害児いこいの家事業	草案頁	22頁
予 定 額	30,863千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨 発達に遅れや不安がある子どもを持つ保護者が気軽に立ち寄り、子どもの発達について相談したり、同じ悩みを持つ保護者同士が交流するほか、親子遊びなどを通じて子どもの発達支援を促す場である「障害児いこいの家」について、実施か所数の拡充により、障害児福祉の充実を図る。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 対象世帯 発達に遅れや不安のある子どもとその保護者</p> <p>(2) 実施か所数 11か所 → 13か所 (2か所増)</p> <p>(3) 拡充予定時期 平成30年8月</p> <p>(4) 事業者の選定 公募により実施</p> <p>(5) 事業者向け研修の実施 障害児いこいの家事業を行う事業者に対して、事業の質を確保するために研修を実施</p>		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-2516 (内線2516)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費 助成事業	草案頁	22頁
予 定 額	4, 8 8 9 千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入又は修理にあたり必要な費用の一部又は全部を助成することにより、当該児童の教育・言語訓練及び生活適応訓練の促進を図る事業であり、平成30年度から助成基準額の拡充を行う。</p> <p>2 内 容 (1) 対象者 (以下の①～④のすべてを満たす者) ①市内に住所を有している18歳未満の者 ②左右いずれかの耳の聴力レベルが30dB以上である者 ③補聴器の使用が必要と医師に判断された者 ④市民税所得割46万円以上の者がいない世帯に属する者</p> <p>(2) 助成基準額 《拡充前》 厚生労働省告示『補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準』(以下、「補装具基準」という。)に掲げる「高度難聴用耳かけ型補聴器およびイヤモールド」の金額に準ずる。 ※片耳当たり助成基準上限額 (購入) 43,900円 (修理) 9,000円</p> <p>《拡充後》 補装具基準に掲げる各補聴器及び付属品の金額に準ずる。 ※(例) (購入) 高度難聴用ポケット型 34,200円 耳あな型(オーダーメイド) 137,000円 (修理) FM型ワイヤレスマイク交換 98,000円</p> <p>(3) 助成率 現に補聴器の購入又は修理に要した費用の3分の2 ※各助成基準額の3分の2を上限額とする ※生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の場合は全額市が負担</p>		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-2516 (内線2516)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 延長保育事業	草案頁	22頁																															
予 定 額	967,714千円																																	
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>保育所等において利用時間帯を超えて延長して保育を行う延長保育について実施か所数を拡大することにより、保護者の就労時間の多様化に対応する。</p> <p>2 実施か所数</p> <p>通常の開所時間からの延長保育（11時間を超えて保育する場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>30年度</th> <th>前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 時 間 延 長</td> <td>公 立</td> <td>83か所</td> <td>3か所減</td> </tr> <tr> <td>民 間</td> <td>291か所</td> <td>17か所増</td> </tr> <tr> <td>2 時 間 延 長</td> <td>民 間</td> <td>15か所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4 時 間 延 長</td> <td>民 間</td> <td>4か所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6 時 間 延 長</td> <td>民 間</td> <td>2か所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>夜間保育延長 (翌午前1時までの延長保育)</td> <td>民 間</td> <td>4か所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>399か所</td> <td>14か所増</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公立保育所の実施か所数減は社会福祉法人への移管に伴うもの</p>			区 分		30年度	前年度比較	1 時 間 延 長	公 立	83か所	3か所減	民 間	291か所	17か所増	2 時 間 延 長	民 間	15か所	—	4 時 間 延 長	民 間	4か所	—	6 時 間 延 長	民 間	2か所	—	夜間保育延長 (翌午前1時までの延長保育)	民 間	4か所	—	合 計		399か所	14か所増
	区 分		30年度	前年度比較																														
	1 時 間 延 長	公 立	83か所	3か所減																														
		民 間	291か所	17か所増																														
	2 時 間 延 長	民 間	15か所	—																														
	4 時 間 延 長	民 間	4か所	—																														
	6 時 間 延 長	民 間	2か所	—																														
	夜間保育延長 (翌午前1時までの延長保育)	民 間	4か所	—																														
	合 計		399か所	14か所増																														
	担 当 課	保育部保育企画室 電話 972-2523 (内線 2523) 保育部保育運営課 電話 972-3095 (内線 3095)																																

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 産休・育休あけ保育所等入所予約事業	草案頁	22頁												
予 定 額	1 1 3, 4 3 3 千円														
事業の概要	<p>1 趣 旨 産休・育休あけ時に保育所及び認定こども園を利用できるよう、産休・育休開始時に利用する施設を指定して予約を行う保育所等入所予約事業について、実施か所数を拡大し、子育て家庭に対する就労支援の充実を図る。</p> <p>2 実施か所数</p> <table border="1" data-bbox="475 1014 1386 1332"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>3 0 年 度</th> <th>前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 立 保 育 所</td> <td>7 か所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>民間保育所等</td> <td>9 9 か所</td> <td>4 か所増</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 0 6 か所</td> <td>4 か所増</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 予約方法 出産予定日の8週間前の日以降に利用予定日及び利用予定施設を特定して区役所に予約の申し込みを行う。</p>			区 分	3 0 年 度	前年度比較	公 立 保 育 所	7 か所	—	民間保育所等	9 9 か所	4 か所増	計	1 0 6 か所	4 か所増
区 分	3 0 年 度	前年度比較													
公 立 保 育 所	7 か所	—													
民間保育所等	9 9 か所	4 か所増													
計	1 0 6 か所	4 か所増													
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 2 5 2 3 (内線 2523) 保育部保育運営課 電話 9 7 2 - 3 0 9 5 (内線 3095)														

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 一時保育事業	草案頁	23頁												
予 定 額	414,994千円														
事業の概要	<p>1 趣 旨 パート勤務など保護者の短時間就労等に対応するため、一時保育事業の実施か所数を拡大することにより子育て支援の充実を図る。</p> <p>2 内 容 (1) 一般型 家庭保育が一時的に困難となる場合に、児童を預かる事業を保育所等において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所等における実施か所数の拡大 ・小規模保育事業所における実施か所数の拡大 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>30年度</th> <th>前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立保育所</td> <td>4か所</td> <td>1か所減</td> </tr> <tr> <td>民間保育所等</td> <td>51か所</td> <td>1か所増</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業所</td> <td>8か所</td> <td>3か所増</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公立保育所の実施か所数減は社会福祉法人への移管に伴うもの</p> <p>※上記のほか、公立保育所 99か所において、平日（月曜日～金曜日）に市内 10か所程度でリフレッシュ保育に特化した事業を実施</p> <p>(2) 幼稚園型 新制度に移行した幼稚園等において、夕刻や夏休み等に 1号認定の在園児を一時的に預かる事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施か所数の拡大 62か所（11か所増） 			区 分	30年度	前年度比較	公立保育所	4か所	1か所減	民間保育所等	51か所	1か所増	小規模保育事業所	8か所	3か所増
区 分	30年度	前年度比較													
公立保育所	4か所	1か所減													
民間保育所等	51か所	1か所増													
小規模保育事業所	8か所	3か所増													
担 当 課	保育部保育企画室 電話 972-2523（内線 2523） 保育部保育運営課 電話 972-3095（内線 3095）														

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 私立幼稚園における預かり保育 拡充モデル事業	草案頁	23頁															
予 定 額	47,244千円																	
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>私立幼稚園において、保育所等利用基準に準じた保育を必要とする在園児を対象に、教育時間終了後の夕刻や長期休業等に預かり保育の長時間化・通年化を行った場合に補助を行うモデル事業を実施している。</p> <p>保育ニーズの高い夏休み等に預かり保育を実施する長期休業特化型の実施か所数を拡大し、待機児童対策に資する事業として充実を図る。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 対象児童 保育所等利用基準に準じた私立幼稚園の在園児</p> <p>(2) 実施時間</p> <table border="1" data-bbox="454 1256 1434 1568"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期休業特化型</td> <td>対象：長期休業における月～金曜日 時間：学期中における開園時刻～17時</td> </tr> <tr> <td>通常型</td> <td>対象：月～金曜日（通年） 時間：教育時間終了時刻～18時 （長期休業は学期中における開園時刻～18時）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 実施か所数</p> <table border="1" data-bbox="454 1662 1434 1883"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>30年度</th> <th>前年度比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期休業特化型</td> <td>12か所</td> <td>4か所増</td> </tr> <tr> <td>通常型</td> <td>6か所</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	時 間	長期休業特化型	対象：長期休業における月～金曜日 時間：学期中における開園時刻～17時	通常型	対象：月～金曜日（通年） 時間：教育時間終了時刻～18時 （長期休業は学期中における開園時刻～18時）	区 分	30年度	前年度比較	長期休業特化型	12か所	4か所増	通常型	6か所	—
区 分	時 間																	
長期休業特化型	対象：長期休業における月～金曜日 時間：学期中における開園時刻～17時																	
通常型	対象：月～金曜日（通年） 時間：教育時間終了時刻～18時 （長期休業は学期中における開園時刻～18時）																	
区 分	30年度	前年度比較																
長期休業特化型	12か所	4か所増																
通常型	6か所	—																
担 当 課	保育部保育企画室 電話972-2523（内線2523）																	

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 民間保育所等保育士宿舎借上げ支援事業	草案頁	23頁
予 定 額	38,979千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨 積極的な保育所等利用待機児童対策などにより、保育士・保育教諭の確保が喫緊の課題となってきた現状への対策として、安定して人材確保ができるよう、民間保育所等が保育士用宿舎を借り上げた場合にかかる経費への支援を拡充する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 対象事業者</p> <p>ア 現行対象 民間保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園</p> <p>イ 拡大対象 幼稚園型認定こども園、小規模保育事業所等地域型保育事業</p> <p>(2) 対象保育士 採用後3年以内を5年以内へ拡大 ただし、親元から勤務先まで通勤時間が概ね120分を超える者</p> <p>(3) 対象経費 家賃 共益費又は管理費</p> <p>(4) 補助額 補助基準額(月額)80千円を82千円へ拡大 対象経費の3/4を補助</p>		
担 当 課	保育部保育企画室 電話972-2523 (内線2523)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 自立支援担当職員の配置	草案頁	23頁
予 定 額	54,963千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、児童養護施設の入所児童及び退所児童に対して、児童の特性を踏まえ個別に支援を行う専任の自立支援担当職員を配置し、児童の社会的自立を支援する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 配置施設</p> <p>民間児童養護施設 6か所 → 9か所 (3か所増)</p> <p>(2) 配置職員</p> <p>常勤職員各施設1人</p> <p>(3) 主な役割</p> <p>ア 児童の状況を踏まえた進学・就職・生活支援等の自立支援 イ 施設退所後のアフターケアの充実</p>		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-2516 (内線2516)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 公立保育所の移転改築	草案頁	23頁
予 定 額	292,846千円		
事業の概要	1 趣 旨 公立保育所のうち、老朽化が進んでいる園や現地での運営が困難になる園について、移転改築及び園舎の解体を行う。		
	2 内 容		
	(1) 如意保育園の移転改築		
	241,846千円		
	現在地	北区三軒町	
	移転予定地	北区如意一丁目 (旧楠学習センター跡地)	
	定 員	90人 (うち3歳未満児20人) 予定	
	事業計画	平成30年度 新園舎の建設 平成31年度 新園舎へ移転	
	(2) 旧正色第一保育園の解体		
	51,000千円		
所在地	中川区下之一色町字中ノ切		
事業計画	平成30年度 新園舎へ移転 (正色第一・正色第二統合園) 旧園舎解体		
担 当 課	保育部 保育運営課 電話972-3188 (内線3188)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) あけぼの学園の改築	草案頁	23頁
予 定 額	379,556千円	債務負担行為 期 間：③ 限度額：1,319,000千円	
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>福祉型障害児入所施設「あけぼの学園」について、施設の老朽化の解消とともに、小規模グループケアによる家庭的な施設機能の導入により入所児童の生活環境の向上を図るため、改築整備を行う。</p> <p>2 整備計画</p> <p>(1) 予定地</p> <p>天白区植田山二丁目</p> <p>(2) 定 員</p> <p>80人 (短期入所分10人を含む)</p> <p>(3) 整備スケジュール</p> <p>平成30～31年度 建設工事</p> <p>平成32年度 現あけぼの学園取壊工事・外構工事</p>		
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課 電話972-2626 (内線2626)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 債権管理体制の強化	草案頁	23頁
予 定 額	26,850千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>区役所民生子ども課が回収を担当している5債権（民間保育所利用者負担金、児童入所施設徴収金、児童手当返還金、児童扶養手当返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金）は、第3次債権管理計画（平成28年3月策定）で主要な債権と位置付けられた。</p> <p>上記5債権について、債権管理に係る取組みをより強化していくため、債権管理を専任で行う嘱託職員（児童福祉債権管理嘱託員）の配置を拡充する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 新たに配置する人数 4人（北区・中区・守山区・天白区） ※平成29年度配置 4人（中川区・港区・南区・緑区）</p> <p>(2) 配置予定時期 平成30年7月</p> <p>(3) 主な業務内容 上記債権に関する以下の業務 ア 債権管理台帳の管理、所管する債権の一元管理 イ 納付相談 ウ 滞納世帯に対する電話等による催告業務 エ 督促業務に係る補助</p>		
担 当 課	<p>保 育 部保育企画室 電話972-2523（内線 2523）</p> <p>子育て支援部子ども福祉課 電話972-2516（内線 2516）</p> <p>青少年家庭部青少年家庭課 電話972-3256（内線 3256）</p>		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 母子健康手帳の充実	草案頁	27頁
予 定 額	4, 1 4 2 千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>だれひとり取り残すことなく、子どもが成人するまで継続的に利用できる母子健康手帳を作成し、父母が子どもの健康や成長に関心を持ちつづけられるようにするとともに、父母が成人した子どもに手帳を引き継ぐことにより親子の絆を深め、子どもが生涯にわたり自身の健康づくりに活用することを目的とする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 低出生体重児に対応した冊子及び 20 歳までの記録ができる母子健康手帳の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低出生体重児とその親に配慮した内容の冊子を新たに作成する。 ・母子健康手帳に病歴や予防接種の記録を 20 歳まで記載できるようにする。 <p>※作成にあたり有識者による検討会を設置予定。</p> <p>(2) 「なごや子育てアプリ NAGOM i i (なごみー)」の母子健康手帳機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳に記録した乳幼児健康診査等の内容について、いつでも確認できるようスマートフォン向けアプリケーションを一部改修する。 <p>(3) 父親向け育児参加啓発リーフレットの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親が育児に関心を持てるよう啓発するリーフレットを新たに作成し、母子健康手帳の交付にあわせて配付する。 		
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話 9 7 2 - 2 6 0 1 (内線2601)		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 特定不妊治療費助成事業	草案頁	27頁									
予 定 額	746,828千円											
事業の概要	<p>1 趣 旨 国制度に基づく特定不妊治療費助成事業について、自己負担が高額となる場合があることから、本市独自の上乘せ制度を創設することで不妊に悩み治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>2 内 容 (1) 拡充内容 採卵から移植までの一連の治療を行う新鮮胚移植または凍結胚移植を実施した場合、初回申請を除き、それぞれ更に5万円または10万円まで助成</p> <p>【現行制度との比較】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>治療内容</th> <th>現 行</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新鮮胚移植を実施</td> <td>15万円 (初回申請30万円)</td> <td>20万円 (初回申請30万円)</td> </tr> <tr> <td>凍結胚移植を実施</td> <td>15万円 (初回申請30万円)</td> <td>25万円 (初回申請30万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※他の治療内容については、現行制度どおり</p> <p>(2) 対象者 平成30年4月1日以降に治療が終了した者</p>			治療内容	現 行	30年度	新鮮胚移植を実施	15万円 (初回申請30万円)	20万円 (初回申請30万円)	凍結胚移植を実施	15万円 (初回申請30万円)	25万円 (初回申請30万円)
治療内容	現 行	30年度										
新鮮胚移植を実施	15万円 (初回申請30万円)	20万円 (初回申請30万円)										
凍結胚移植を実施	15万円 (初回申請30万円)	25万円 (初回申請30万円)										
担 当 課	子育て支援部子育て支援課 電話972-2601 (内線2601)											

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	(拡充) 母子父子寡婦福祉資金貸付金	草案頁	72頁
予 定 額	1, 232, 000千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金について、関係政令の改正に伴い、新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金（就学中の学費等に必要な資金）及び就学支度資金（入学する際の入学資金））を創設する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 修学資金貸付月額（限度額）</p> <p>ア 大学院（修士課程） 132, 000円</p> <p>イ 大学院（博士課程） 183, 000円</p> <p>(2) 就学支度資金貸付額（限度額）</p> <p>ア 大学院（修士課程） 590, 000円</p> <p>イ 大学院（博士課程） 590, 000円</p>		
担 当 課	青少年家庭部青少年家庭課 電話972-2522（内線2522）		

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	子どものための教育・保育施設等利用者負担額																																																											
予 定 額	△ 17, 421 千円 (改定所要額)																																																											
事業の概要	<p>1 趣 旨</p> <p>保育所等の利用者負担額について、国は段階的な幼児教育の無償化に向けた取組みの段階的推進として、平成30年4月より低所得世帯(年収360万円未満、下記階層区分C2、C3)の1号認定子どもに対する軽減の拡充を予定していることから、本市においても国同様の対応を行う。</p> <p>あわせて、子ども・子育て支援新制度施行により新たに設定した利用者負担額において、2号認定子どもと比べて1号認定子どもの利用者負担額が一部の階層で上回っていることから、1号認定子どもの利用者負担額の引下げを実施する。</p>																																																											
	<p>2 概 要</p> <p>(1) 平成30年度基準額(1号認定子ども)</p>																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">階層区分</th> <th>改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th colspan="2">改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>市民税非課税世帯</td> <td rowspan="2">3,000</td> <td>2,500</td> <td>△ 500</td> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>市民税均等割のみ課税</td> <td>3,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C2</td> <td>市民税所得割課税額</td> <td rowspan="2">12,900</td> <td rowspan="2">4,300</td> <td rowspan="2">△ 8,600</td> </tr> <tr> <td>1円以上 43,800円未満</td> </tr> <tr> <td>C3</td> <td>43,800円以上 77,101円未満</td> <td rowspan="2">19,300</td> <td>8,900</td> <td>△ 4,000</td> </tr> <tr> <td>C4</td> <td>77,101円以上 110,000円未満</td> <td rowspan="2">19,300</td> <td>15,900</td> <td>△ 3,400</td> </tr> <tr> <td>C5</td> <td>110,000円以上 211,201円未満</td> <td>19,300</td> <td>19,300</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>C6</td> <td>211,201円以上 270,901円未満</td> <td>20,900</td> <td>20,900</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C7</td> <td rowspan="2">270,901円以上</td> <td rowspan="2">21,900</td> <td rowspan="2">21,900</td> <td rowspan="2">0</td> </tr> <tr> </tr> </tbody> </table>				階層区分		改定前	改定後					改定額		A	生活保護世帯	0	0	0	B	市民税非課税世帯	3,000	2,500	△ 500	C1	市民税均等割のみ課税	3,000	0	C2	市民税所得割課税額	12,900	4,300	△ 8,600	1円以上 43,800円未満	C3	43,800円以上 77,101円未満	19,300	8,900	△ 4,000	C4	77,101円以上 110,000円未満	19,300	15,900	△ 3,400	C5	110,000円以上 211,201円未満	19,300	19,300	0	C6	211,201円以上 270,901円未満	20,900	20,900	0	C7	270,901円以上	21,900	21,900	0	<p>(参考)</p> <p>2号短時間</p> <p>0</p> <p>2,500</p> <p>3,700</p> <p>4,300</p> <p>5,800</p> <p>8,400</p> <p>10,700</p> <p>13,000</p> <p>15,900</p> <p>18,100</p> <p>20,400</p> <p>22,500</p> <p>25,400</p> <p>27,900</p> <p>28,200</p> <p>28,300</p> <p>28,400</p> <p>28,500</p>
	階層区分		改定前	改定後																																																								
				改定額																																																								
	A	生活保護世帯	0	0	0																																																							
	B	市民税非課税世帯	3,000	2,500	△ 500																																																							
	C1	市民税均等割のみ課税		3,000	0																																																							
	C2	市民税所得割課税額	12,900	4,300	△ 8,600																																																							
		1円以上 43,800円未満																																																										
C3	43,800円以上 77,101円未満	19,300	8,900	△ 4,000																																																								
C4	77,101円以上 110,000円未満		19,300	15,900	△ 3,400																																																							
C5	110,000円以上 211,201円未満	19,300		19,300	0																																																							
C6	211,201円以上 270,901円未満	20,900	20,900	0																																																								
C7	270,901円以上	21,900	21,900	0																																																								
<p>(2) 改定時期 平成30年4月</p>																																																												
担 当 課	保育部保育企画室 電話972-2523 (内線 2523)																																																											

平成 30 年度主な施策等一覧

子ども青少年局

事 項	平成 3 1 年 4 月に向けた保育所等利用待機児童対策 【平成 2 9 年度 2 月補正予算案】																																												
予 定 額	2, 4 2 6, 5 2 1 千円																																												
事業の概要	<p>1 趣 旨 本市では、これまで待機児童対策に積極的に取り組んできた結果、4 年連続で国の定義に基づく待機児童ゼロを達成した。 しかしながら、平成 2 9 年 4 月において保育所等を利用できていない児童が 7 1 5 人おり、近年の保育ニーズの高まりによって今後とも利用希望の増加が見込まれるため、平成 3 1 年 4 月の待機児童ゼロを目指し、子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、引き続き対策を行う。</p> <p>2 内 容</p> <table border="1" data-bbox="419 954 1396 1565"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>か所数</th> <th>利用枠拡大数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保育所等の整備</td> <td>1, 166, 321 千円</td> <td>7 か所</td> <td>582 人(240 人)</td> </tr> <tr> <td>市有地活用による民間保育所の整備</td> <td>327, 503 千円</td> <td>2 か所</td> <td>150 人(60 人)</td> </tr> <tr> <td>民間保育所等の定員増を伴う老朽改築</td> <td>224, 669 千円</td> <td>2 か所</td> <td>31 人(31 人)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園から認定こども園への移行</td> <td>239, 793 千円</td> <td>4 か所</td> <td>170 人(50 人)</td> </tr> <tr> <td>賃貸方式による民間保育所(本園)の設置</td> <td>176, 223 千円</td> <td>4 か所</td> <td>240 人(120 人)</td> </tr> <tr> <td>賃貸方式による民間保育所(分園)の設置</td> <td>17, 606 千円</td> <td>1 か所</td> <td>20 人(20 人)</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業所の設置</td> <td>274, 406 千円</td> <td>11 か所</td> <td>209 人(209 人)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2, 426, 521 千円</td> <td>31 か所</td> <td>1, 402 人(730 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 : 金額については、待機児童対策としての新たな整備費等を計上 注 2 : 利用枠拡大数の()は、3 歳未満児 (再掲)</p> <p>【参考】平成 2 9 年 1 1 月補正予算 (繰越明許費)</p> <table border="1" data-bbox="419 1727 1396 1854"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>か所数</th> <th>利用枠拡大数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸方式による民間保育所(本園)の設置</td> <td>395, 016 千円</td> <td>9 か所</td> <td>540 人(270 人)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	か所数	利用枠拡大数	民間保育所等の整備	1, 166, 321 千円	7 か所	582 人(240 人)	市有地活用による民間保育所の整備	327, 503 千円	2 か所	150 人(60 人)	民間保育所等の定員増を伴う老朽改築	224, 669 千円	2 か所	31 人(31 人)	幼稚園から認定こども園への移行	239, 793 千円	4 か所	170 人(50 人)	賃貸方式による民間保育所(本園)の設置	176, 223 千円	4 か所	240 人(120 人)	賃貸方式による民間保育所(分園)の設置	17, 606 千円	1 か所	20 人(20 人)	小規模保育事業所の設置	274, 406 千円	11 か所	209 人(209 人)	計	2, 426, 521 千円	31 か所	1, 402 人(730 人)	区 分	金 額	か所数	利用枠拡大数	賃貸方式による民間保育所(本園)の設置	395, 016 千円	9 か所	540 人(270 人)
区 分	金 額	か所数	利用枠拡大数																																										
民間保育所等の整備	1, 166, 321 千円	7 か所	582 人(240 人)																																										
市有地活用による民間保育所の整備	327, 503 千円	2 か所	150 人(60 人)																																										
民間保育所等の定員増を伴う老朽改築	224, 669 千円	2 か所	31 人(31 人)																																										
幼稚園から認定こども園への移行	239, 793 千円	4 か所	170 人(50 人)																																										
賃貸方式による民間保育所(本園)の設置	176, 223 千円	4 か所	240 人(120 人)																																										
賃貸方式による民間保育所(分園)の設置	17, 606 千円	1 か所	20 人(20 人)																																										
小規模保育事業所の設置	274, 406 千円	11 か所	209 人(209 人)																																										
計	2, 426, 521 千円	31 か所	1, 402 人(730 人)																																										
区 分	金 額	か所数	利用枠拡大数																																										
賃貸方式による民間保育所(本園)の設置	395, 016 千円	9 か所	540 人(270 人)																																										
担 当 課	保育部保育企画室 電話 9 7 2 - 3 1 8 2 (内線 3182)																																												

民間保育所等の整備

〔新設7か所〕

整備予定地	東区山口町	西区笠取町
施設種別	保育所	認定こども園
事業主体	社会福祉法人 明生会	学校法人 福寿学園
定員 (3歳未満児再掲)	72人 (36人)	60人 (30人)
開所予定	平成31年4月	

整備予定地	南区元桜田町	緑区桶狭間清水山
施設種別	保育所	保育所
事業主体	社会福祉法人 芳寿会	社会福祉法人 相和福祉会
定員 (3歳未満児再掲)	90人 (36人)	60人 (30人)
開所予定	平成31年4月	

整備予定地	緑区徳重二丁目	緑区鳴海町
施設種別	保育所	保育所
事業主体	社会福祉法人 多治見清涼会	社会福祉法人 幸生会
定員 (3歳未満児再掲)	90人 (30人)	90人 (36人)
開所予定	平成31年4月	

整備予定地	名東区にじが丘
施設種別	認定こども園
事業主体	学校法人 椋山女学園
定員 (3歳未満児再掲)	120人 (42人)
開所予定	平成31年4月

市有地活用による民間保育所の整備

〔新設2か所〕

整備予定地	千種区平和公園二丁目 平和公園内	緑区浦里一丁目 浦里小学校内
施設種別	保育所	保育所
事業主体	未定（社会福祉法人等）	未定（社会福祉法人等）
定員 （3歳未満児再掲）	90人 （30人）	60人 （30人）
開所予定	平成31年4月	

民間保育所等の定員増を伴う老朽改築

〔改築2か所〕

整備予定地	守山区長栄	名東区神月町
施設種別	保育所	認定こども園
現施設名	和進館保育園	香流保育園
事業主体	社会福祉法人 和進奉仕会	社会福祉法人 香月福祉会
定員 （3歳未満児再掲）	224人 → 240人 （77人）→（93人）	416人 → 431人 （93人）→（108人）
改築予定	平成31年4月	

幼稚園から認定こども園への移行

〔改築4か所〕

整備予定地	千種区天満通	西区宝地町
施設種別	幼稚園 → 認定こども園	幼稚園 → 認定こども園
現施設名	天満幼稚園	国風第三幼稚園
事業主体	学校法人 長養寺学園	学校法人 国風学園
定員 (3歳未満児再掲)	90人 → 115人 ^{※1} (0人) → (10人)	389人 → 389人 ^{※2} (0人) → (15人)
移行予定	平成31年4月	

※1 移行後の定員は1号定員90人を含み、保育の利用枠拡大数は25人(10人)

※2 移行後の定員は1号定員359人を含み、保育の利用枠拡大数は30人(15人)

整備予定地	中川区下之一色町	南区鳥栖一丁目
施設種別	幼稚園 → 認定こども園	幼稚園 → 認定こども園
現施設名	正雲寺幼稚園	小桜幼稚園
事業主体	学校法人 正雲寺学園	学校法人 小桜学園
定員 (3歳未満児再掲)	140人 → 140人 ^{※3} (0人) → (15人)	315人 → 320人 ^{※4} (0人) → (10人)
移行予定	平成31年4月	

※3 移行後の定員は1号定員110人を含み、保育の利用枠拡大数は30人(15人)

※4 移行後の定員は1号定員235人を含み、保育の利用枠拡大数は85人(10人)